

相談支援事業所 相談に関する報告(平成27年10月～平成28年1月)

<所感>…全体的な所感(相談内容の傾向)、特に気になった点

<地域課題>…報告期間に感じた地域課題

<まとめ>…今年度多かった相談や常に上がっていた課題について

【しゃきょう】

<p>全体的な所感 (相談内容の傾向)</p>	<p>新規相談の割合として、身体障がい13%、知的障がい21%、精神障がい55%、障がい児5%、重複障がい5%となった。精神障がいの新規相談の割合が増加傾向にある。</p> <p><b>【他市からの転入に関するサービスのつなぎについて】</b> ・市外からの転入に伴うサービス調整の依頼が続いた。他県他市では計画相談の利用が普及しているため、転入先の春日井市でも計画相談の利用を希望されるが、春日井市では計画相談が普及されずセルフプランでも対応になることが多いため、計画相談とセルフプランのつなぎがうまくいかず、転入前と同様のサービスを継続することができなかったケースもあった。</p> <p><b>【平日以外の日中活動の場について】</b> ・日中活動に関する相談が多かった。特に土日祝日の過ごし方として日中一時支援や移動支援を利用できることを知らない人が多く、冠婚葬祭などの急な場面でもあきらめざるを得なかった世帯もある。使えるサービスの事を知らない利用者もあり、サービスの周知不足が感じられた。また、春日井市では利用できるサービス事業所が地域によってばらつきがあり、サービス利用のしにくさ(通所手段、時間など)にも課題があると感じた。</p> <p><b>【特定の精神障がいの利用者の日中活動に関する社会資源不足について】</b> ・パーソナリティ障害に関する相談が多く、大半が日中活動に関するものであった。元々春日井市内の精神障がいに関する社会資源は少ないと感じられる中、これらの分野に関しては日中活動についての制限を余儀なくされている。</p> <p><b>【障がい児の短期入所利用について】</b> ・障がいのある子どもの短期入所利用に関する相談が複数寄せられた。子どもの短期入所に対応している事業所は少なく、特に強度行動障がいのある子どもに関して親のレスパイトを目的とした利用が難しい現状にある。</p>
<p>相談支援から感じた 地域課題</p>	<p><b>【障がい者世帯の福祉サービスへの繋ぎにくさ】</b> 家族と障がいのある人の同居世帯の中で、当事者の障がいの重さや高齢化などの家族の支援力の低下などによって世帯内で支えることが難しくなっているケースがある。また、支援ができると思われる家族の中にも、様々な事情により同一世帯でも支援ができないケースもある。支給決定の際、障がいの無い家族が世帯内にいる場合であっても、柔軟にサービス提供ができるよう、綿密なアセスメントが必要である。</p> <p><b>【転居などに伴う福祉サービスの引継ぎの連携不足】</b> 市外からの転入者の事例で、前住地で短期入所を14日支給決定されていたが、春日井市では7日しか支給決定されなかった。支給決定量については、各市町の支給決定基準により世帯の状況などを勘案し、支給決定基準を超える支給決定を行うことも可能であるが、今回のケースは、<u>転居前のサービス利用の情報がうまく伝わらなかった</u>。計画相談などを活用することで、情報の伝達をスムーズに行うことができればよいが、実際には計画相談を作成する事業所が少ないこともあり、支援現場においてサービス調整の必要性が高い利用者に対し、計画の作成が実施できていない現状がある。</p> <p><b>【精神障がいに対応できるサービス事業所の少なさ】</b> 精神障がいの中でも、対人コミュニケーションが苦手な利用者の活動の場が少なく、日中の活動に関するニーズに十分な対応できていない。急に活動の場を増やすことは難しいが、自由に出入りでき、自由に過ごせるような場の拡大が必要と思われる。</p> <p><b>【傾聴支援のできる場の充実】</b> 相談支援の現場において最も多くの時間を割くのが、当事者からの不安の傾聴である。明確な解決策はなく、傾聴することで本人の気持ちの整理や安定を図っていく支援であるが、<u>他の支援の時間との両立が難しく、必然的に時間を短く切り上げざるを得ない場合もある</u>。相談ニーズの多さからも、傾聴支援のできる場の充実が求められる。</p>
<p>まとめ</p>	<p>平成27年度も精神障がいに関する相談が最も多かったが、就学後の障がいのある子どもに関する相談も増加した。全体数としては多くないが、不登校や引きこもりの相談から、行動障がいのある子どもの日中の居場所の問題まで、多くの問題を抱えたケースがあった。</p> <p>十分な支援ができない事情(経済的問題、保護者の病気、祖父母の介護など)のある世帯など、一概に保護者が支援できない世帯もあり、それらの世帯におけるサービスの調整に苦慮する場面が多かった。当事者の生活支援はもちろんであるが、障がい児の保護者が育児のために就労ができずに生活困窮を余儀なくされたり、自分自身の時間をとれず追い詰められてしまうケースも少なくなく、<u>必要な支援を詳細にアセスメントする必要性がある</u>。これは障がい分野や児・者を問わず、すべてのサービス支給決定時に必要な部分であり、計画相談の普及によって徐々に解消されることが期待されるが、現時点では指定特定相談支援事業所の少なさもあり、委託相談支援事業所が利用者との間に入って調整を行わざるを得ない状況にある。</p>